土砂災害警戒区域の新規指定並びに避難経路の新規指定、変更説明会

令和7年2月26日　赤羽会館小ホール

北区 危機管理室 防災・危機管理課

土砂災害について

土砂災害には、土石流、地すべり、**急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）**、の３つがあります。

ほとんどの土砂災害は、台風や大雨、梅雨時などの長雨などにより突然発生します。長雨や大雨等により、大量の水分が地中にしみ込み、その量が多いほど斜面の土の抵抗力が弱くなり、災害の発生するおそれが高くなります。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

■傾斜度が30 度以上で高さが5ｍ以上の区域

■急傾斜地の上端から水平距離が10ｍ以内の区域

■急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50ｍを超える場合は50ｍ）以内の区域

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）1/2

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）2/2

■指定条件（急傾斜地の崩壊の場合）

急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

土砂災害（特別）警戒区域の指定

土砂災害防止法（※）に基づき、都道府県が調査、指定を行います。東京都では、概ね５年に１度調査・指定が行われています。

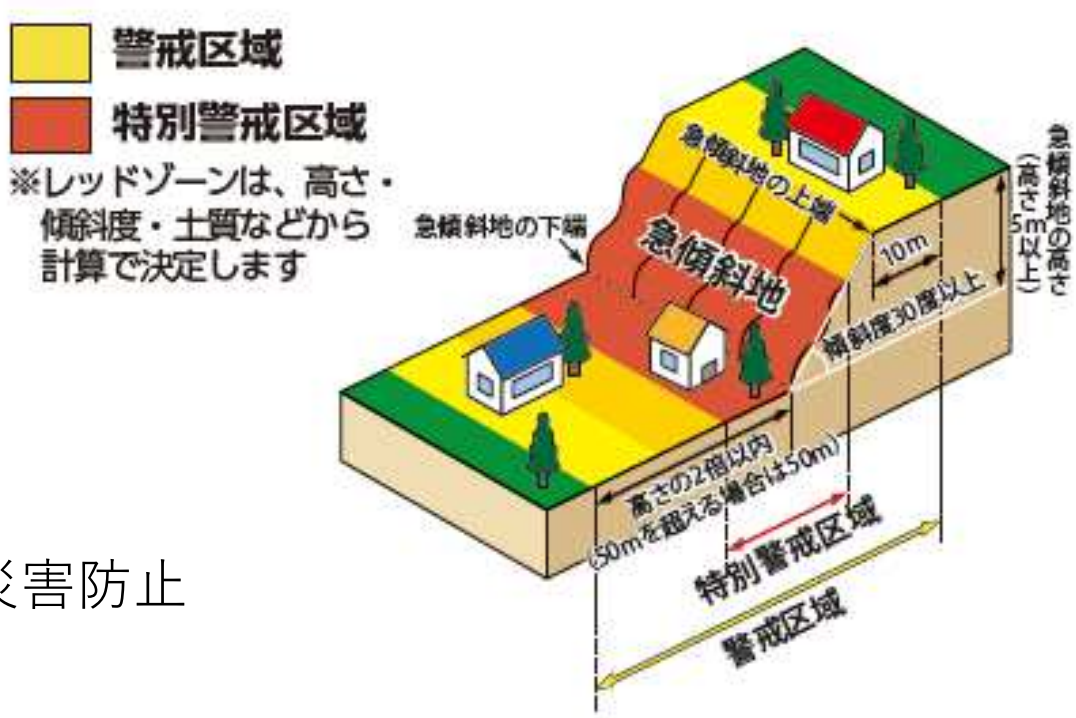

※土砂災害防止法の正式名称
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

北区の土砂災害（特別）警戒区域の指定状況

北区では、平成２８年３月と平成３０年５月に東京都による調査・指定が行われ、９５か所の土砂災害警戒区域、７０か所の土砂災害特別警戒区域が指定されていました。

→令和６年１２月２７日付で、新たに２か所の土砂災害（特別）警戒区域が指定されました。

【Ｋ１００、Ｋ１０１】

【Ｋ１００（赤羽北二丁目、三丁目）】

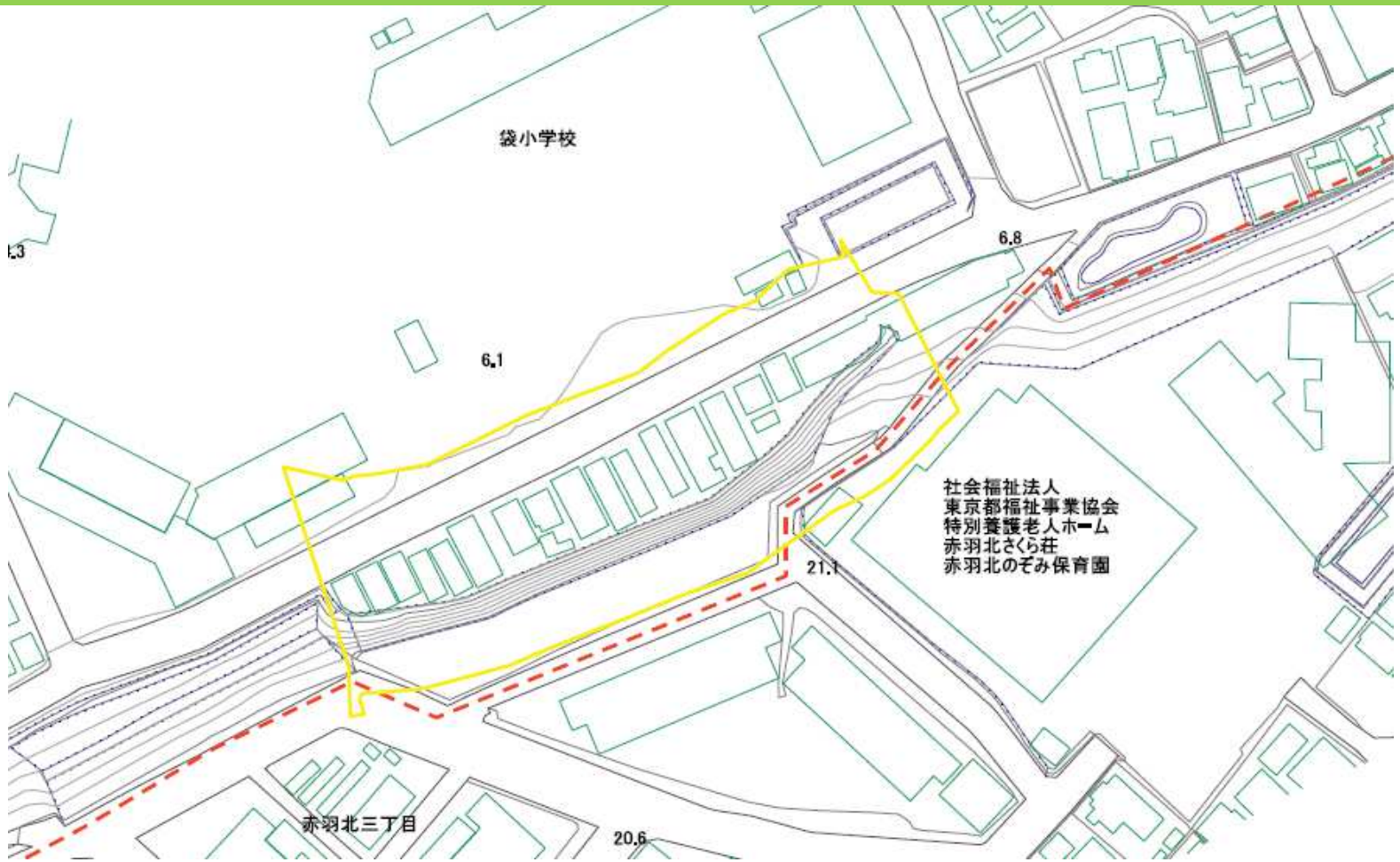

【Ｋ１０１（赤羽台二丁目）】

避難経路の新規設定
【Ｋ１００（赤羽北二丁目、三丁目）】

新規避難経路

最寄りの水害対応避難場所は、**袋小学校**です。

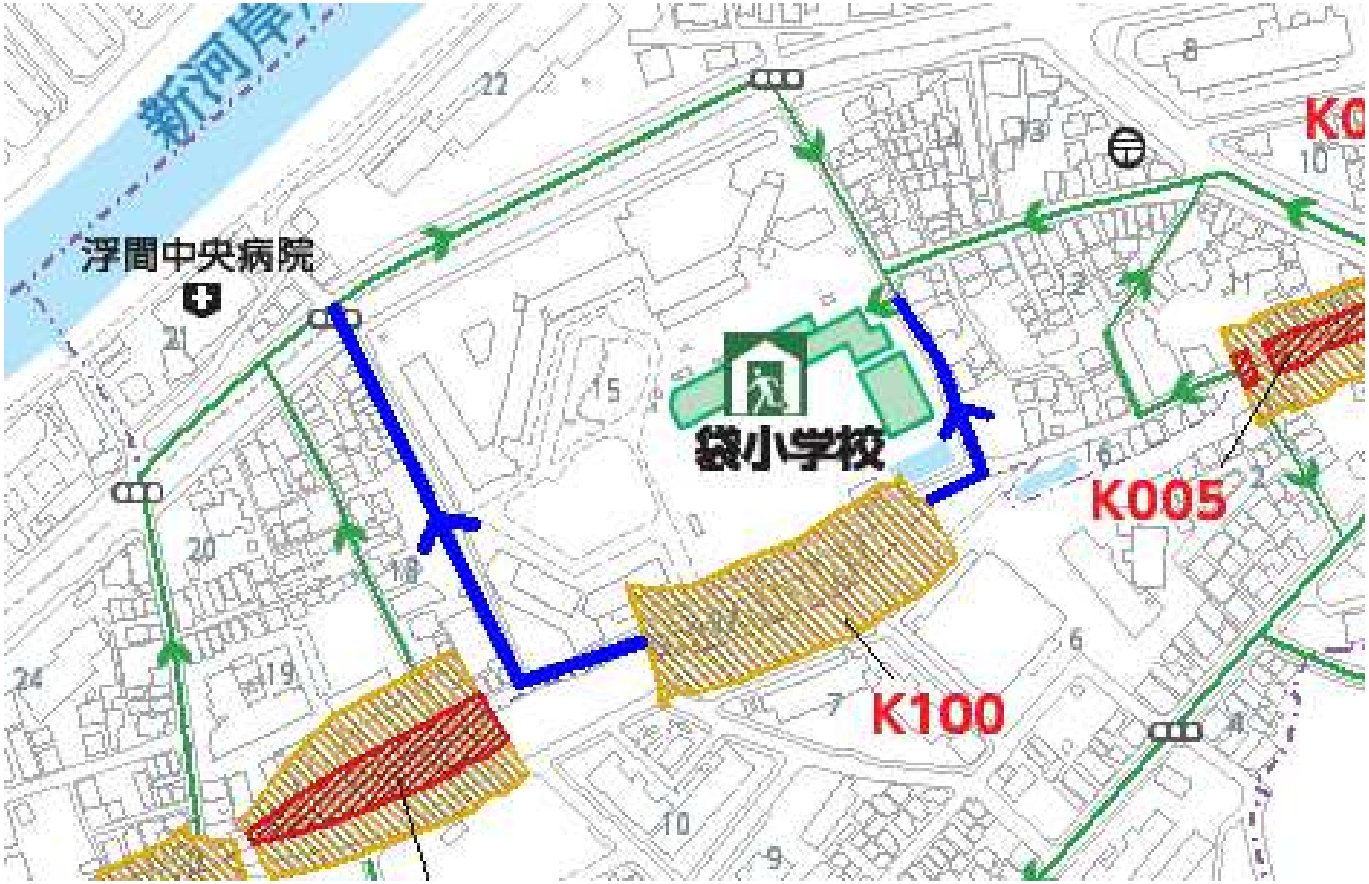

※新規避難経路

避難経路の変更(1/3)【Ｋ１０１（赤羽台二丁目）】

旧避難経路図

赤羽台西小学校への避難経路が、今回の指定により使用できなくなります。

避難経路の変更(2/3)【Ｋ１０１（赤羽台二丁目）】

変更後
避難経路

→

※変更された
避難経路

避難経路の変更(3/3)【Ｋ１０１（赤羽台二丁目）】

変更後
避難経路

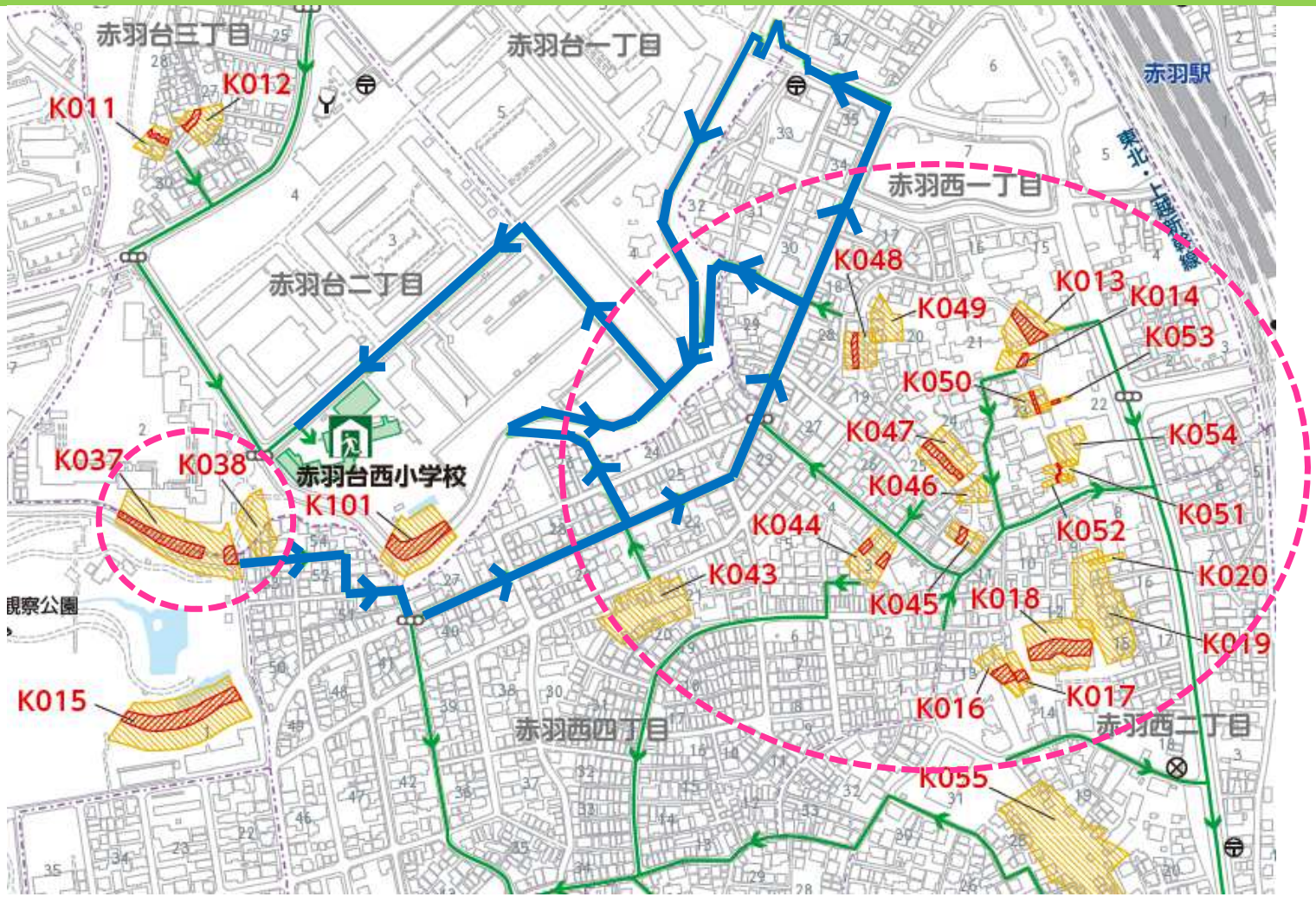

※避難経路変更
の対象となる地域

避難経路(1/4)【Ｋ１０１（赤羽台二丁目）】

避難経路(2/4)【Ｋ１０１（赤羽台二丁目）】

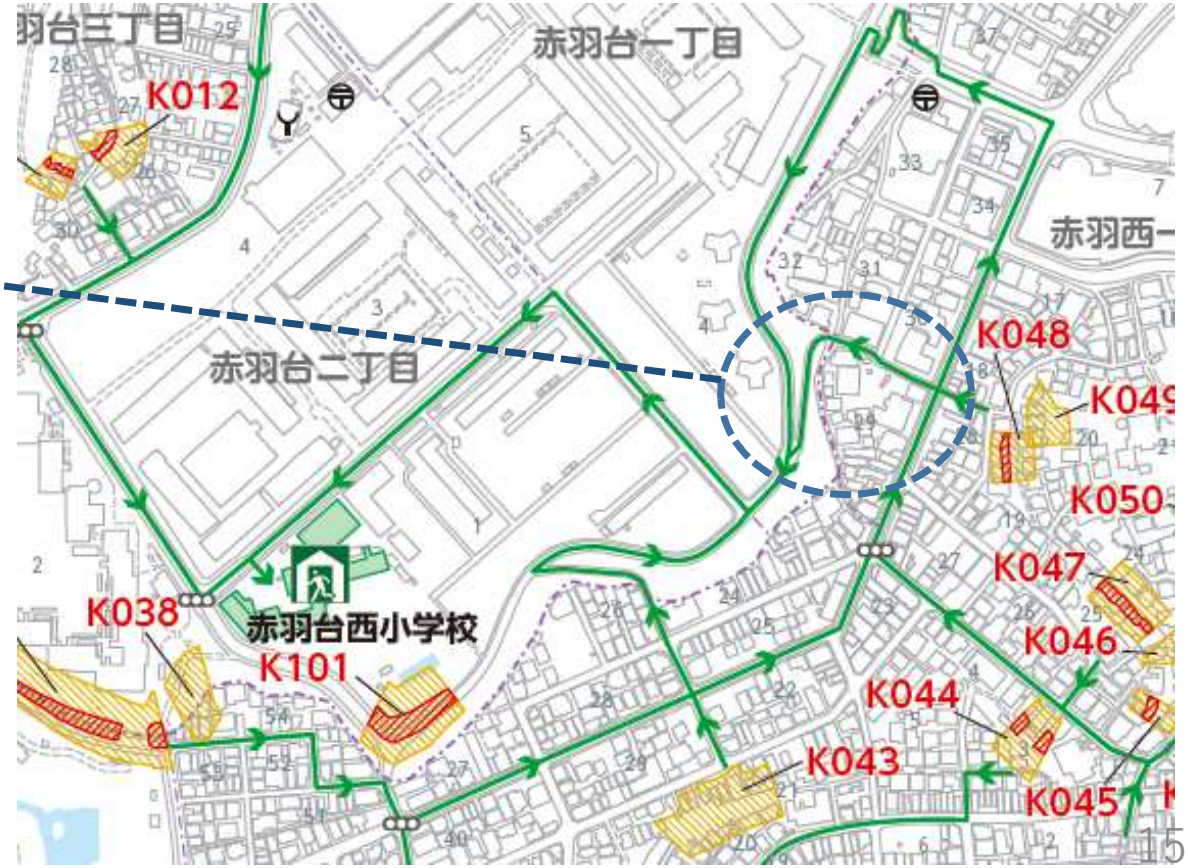

避難経路(3/4)【Ｋ１０１（赤羽台二丁目）】

※エレベーターあり

避難経路(4/4)【Ｋ１０１（赤羽台二丁目）】

※エレベーターあり

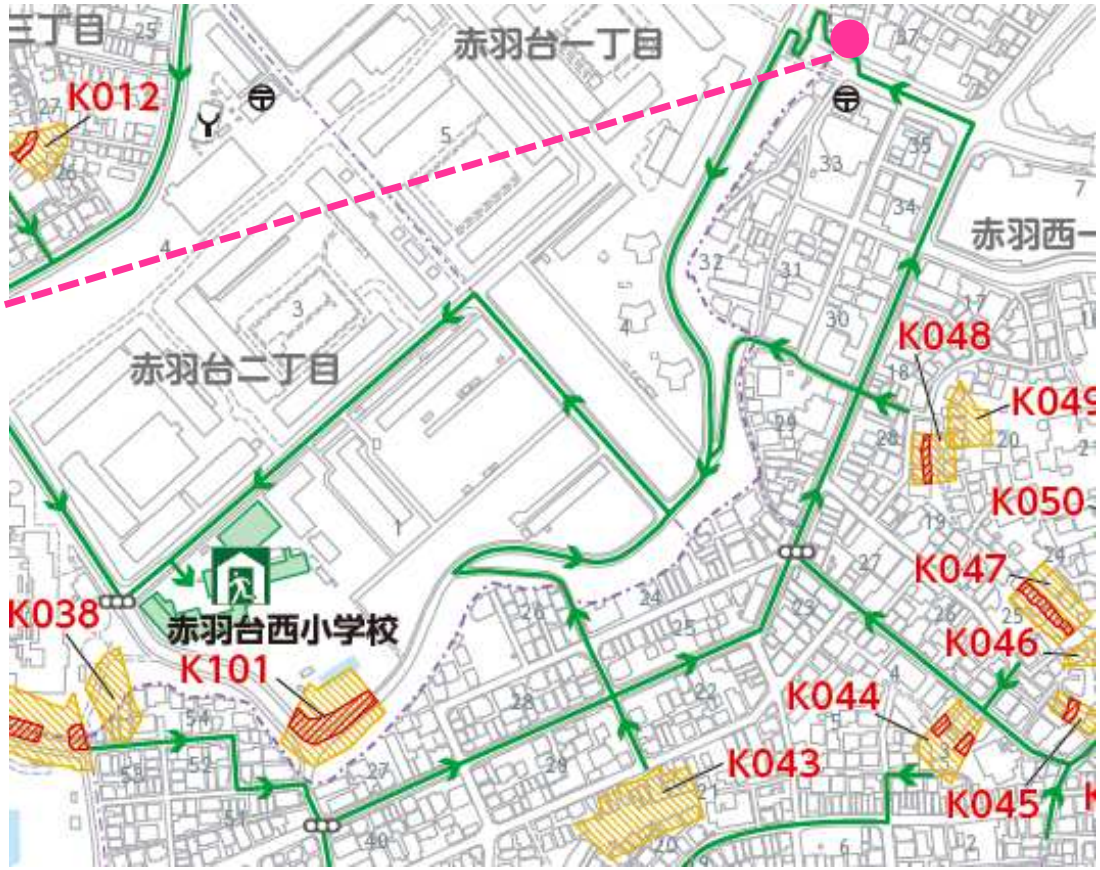

土砂災害の注意報・警報について(1/2)

○**区から避難指示**が発令されたら、土砂災害警戒区域内にお住まいの方は速やかに、全員避難しましょう。

○周囲のがけなどの状況に注意し、普段と異なる状況に気がついた場合は、直ちに安全な場所に避難しましょう。

○気象情報や区からの避難情報に注意しましょう。

北区メールマガジン・北区防災ポータル・北区防災アプリをご活用ください。

土砂災害の注意報・警報について(2/2)

注意報・警報の発表基準

警戒レベル2相当	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表
警戒レベル3相当	大雨警報(土砂災害)	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表
警戒レベル4相当	土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、対象となる市区町村を特定して気象庁と東京都が共同で発表
警戒レベル5相当	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表

土砂災害ハザードマップについて(1/2)

北区では、土砂災害（特別）警戒区域や、水害対応避難場所、避難経路を地図上に示した「**土砂災害ハザードマップ**」を作成しています。

改定版のハザードマップは３月中旬頃から、防災・危機管理課、地域振興室、区民事務所、図書館等で配付を予定しています。

土砂災害ハザードマップについて(2/2)

土砂災害ハザードマップは、北区公式ホームページでもデータをご覧いただけます。（改定版は３月中旬反映予定）

また、土砂災害のおそれがある時に開設される水害対応避難場所等の情報も確認できますので、

ご活用ください。

https://www.city.kita.tokyo.jp/bosaikiki/bosai/documents/documents/dosya-zisyu.html

北区HP
【土砂災害対策】

お問合せ先

○土砂災害ハザードマップ、避難に関すること
北区 危機管理室 防災・危機管理課
０３－３９０８－８１８４

○がけ・擁壁等支援事業に関すること
北区 まちづくり部 建築課 構造・耐震化促進係
０３－３９０８－９１７６

○土砂災害警戒区域等の指定に関すること
東京都建設局河川部（土砂災害担当）
０３－５３２０－５３９４